

中土佐町
災害時要配慮者避難支援計画
(全体計画)

平成 2 9 年 4 月改訂

中土佐町

目次

1	本計画の策定目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	要配慮者及び避難行動要支援者の範囲	1
(1)	要配慮者	1
(2)	避難行動要支援者	2
4	避難支援等関係者となる者	2
5	避難行動要支援者名簿の作成等	2
(1)	避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法	2
(2)	避難行動要支援者名簿のバックアップ・管理・更新に関する事項	3
(3)	避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意確認	3
(4)	避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供	3
(5)	避難行動要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講じる措置	3
(6)	名簿情報を提供することに不同意であった者に対する対応	4
6	災害時避難行動要支援者の個別避難支援計画の策定等	4
(1)	個別避難支援計画の策定	4
(2)	避難行動支援等の役割分担・避難支援者の決定	5
(3)	個別避難支援計画の管理・更新等	5
(4)	避難支援者の安全確保	5
7	要配慮者の避難支援体制	6
(1)	避難のための情報伝達	6
(2)	避難行動支援	6
(3)	あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制	6
8	避難所における支援対策	7
(1)	要配慮者の避難所・支援体制	7
(2)	避難所及び避難所までの避難路の整備	7

(3) 避難所からの福祉避難所への移送について	7
(4) 避難所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制	7
(5) 災害時における避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結	7
9 日頃の見守りと避難訓練の実施	8
(1) 日頃の見守り	8
(2) 防災訓練	8
(3) 地域住民及び避難行動要支援者の備え	8
10 計画施行	8

1 本計画の策定目的

平成25年6月の災害対策基本法の一部を改正する法律（平成25年法律第54号。以下「改正災害対策基本法」という。）の公布により、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者は「要配慮者」と定義された。そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることに特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」とし、その把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿等の作成が市町村に義務付けられた。

町では、これまで中土佐町災害時要援護者台帳申請登録制度に関する要綱によって、災害時に避難勧告など災害情報の入手が困難な者、自力で避難できない者及び避難に時間を要する者などで家族などの援護が望めない者を対象として、本人の申請により町が作成した災害時要援護者名簿の登録情報をあらかじめ地域の民生委員・児童委員、消防機関等に提供を行ってきた経緯がある。今回、改正災害対策基本法により、これまでの中土佐町災害時要援護者台帳申請登録制度を本計画に改めることとする。

なお本計画は、要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものである。また、地域住民等の日頃の見守り活動を基本とした地域ぐるみの支援体制づくりを進めることにより、福祉の推進を目的とする。

2 計画の位置づけ

本計画の上位・関連計画等として、下記のものがあげられる。

国の定める「災害対策基本法」、「避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取組指針」
高知県の定める「高知県 災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」

中土佐町が定める「中土佐町地域防災計画」、「中土佐町災害対策本部条例」、「中土佐町個人情報保護条例」、「中土佐町防災地域担当職員設置要綱」、「中土佐町南海トラフ地震時公衆衛生活動マニュアル」

3 要配慮者及び避難行動要支援者の範囲

（1）要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者を要配慮者とし、その範囲は、町に居住し、次のいずれかに該当する者とする。ただし、家族等の支援により避難に支障がない者はこの限りではない。

- i 75歳以上の方のみの世帯の者
- ii 要介護認定2～5を受けている者
- iii 身体障害者のうち身体障害者手帳を有する者で障害の程度が1級及び2級の者
- iv 知的障害者のうち療育手帳を有する者で障害程度がA及びBの者

- v 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で障害程度が１級及び２級の者
- vi 母子健康手帳の交付を受けている妊婦及び出産後１か月までの産婦
- vii 未就学の乳幼児
- viii 日本語に不慣れな外国人
- ix 生命を維持するために薬剤の使用や医療処置を常に必要とする在宅患者（人工呼吸器の使用、人工透析、在宅酸素療法及び特殊な薬剤服用患者）
- x 上記 i ～ viii に該当しないが、避難に際して担送、護送、誘導等の支援を要する者で、町長がその必要を認めた者

（２）避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが特に必要とする者を避難行動要支援者とし、その範囲は、生活の基盤が自宅にあり、次のいずれかに該当する者とする。

- i 要介護認定３～５を受けている者
- ii 身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- iii 療育手帳Ａを所持する知的障害者
- iv 精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
- v 町の福祉サービスを受けている難病患者
- vi 上記以外で自主防災組織等が支援の必要を認めた者

４ 避難支援等関係者となる者

町、消防機関、警察、民生委員・児童委員、中土佐町社会福祉協議会、自主防災組織、あったかふれあいセンター等、日常から避難行動要支援者に関わる関係者を避難支援等関係者とする。

また、発災時又は発災のおそれがある時に避難行動要支援者への避難支援ができる企業団体等との協定締結についても検討する。

５ 避難行動要支援者名簿の作成等

中土佐町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎情報となる避難行動要支援者名簿（様式１）を作成する。

（１）避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者に関する情報については、改正災害対策基本法の定めにより、次の情報源から情報収集する。

また、i の情報については関係部局で把握している情報の集約に努めるとともに、町が把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要と認められるときは、県知事その他の者に対して情報提供を求める。

i 町の実施執務によるもの

ア 要介護認定者一覧

イ 障害手帳交付台帳

ウ 住民基本台帳

ii 高知県の実施執務によるもの

ア 難病患者に係る情報

iii 民生委員・児童委員

iv 中土佐町社会福祉協議会

v あったかふれあいセンター

vi 警察

vii 消防機関

viii 自主防災組織等

(2) 避難行動要支援者名簿のバックアップ・管理・更新に関する事項

災害時の利用を想定し、町は避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の構築に努める。

また、避難行動要支援者名簿情報の更新及び名簿対象者の新規追加・変更・削除は、避難支援等関係者と連携して町が行い、定期的に新しい情報を管理しておくとともに、更新された情報は町及び避難支援等関係者間で適切に共有する。

(3) 避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意確認

町は、避難行動要支援者に対して制度の趣旨及び避難支援等関係者への名簿情報の提供について、中土佐町避難行動要支援者名簿登載同意書（様式2）を持って同意確認を行うものとする。なお、重度の認知症や障害等により、本人の意思確認が困難な場合、親権者や法定代理人等からの同意をもって、本人同意に代替する。

(4) 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供

災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、避難行動要支援者名簿をあらかじめ避難支援の実施に必要な範囲で、避難行動要支援者本人等の同意に基づき、避難支援等関係者に提供する。

(5) 避難行動要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講じる措置

町は、平常時の避難支援等関係者に対する、避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するため、下記の措置を講ずる。

- ・ 避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定した提供
- ・ 災害対策基本法に基づく避難支援等関係者の守秘義務についての周知徹底
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿の保管方法（施錠保管等）の指導

- ・受け取った避難行動要支援者名簿の原則複製禁止
 - ・避難行動要支援者名簿の提供先が団体の場合、その団体内で避難行動要支援者名簿を取り扱う者及び閲覧者の限定等の指導
 - ・避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないための注意喚起
 - ・避難行動要支援者名簿の取扱状況の把握
 - ・避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修の実施
- (6) 名簿情報を提供することに不同意であった者に対する対応
- 同意が得られない避難行動要支援者に対しても、制度の趣旨を理解していただき、同意に向けた啓発や周知に努める。

6 災害時避難行動要支援者の個別避難支援計画の策定等

(1) 個別避難支援計画の策定

町は、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、同意を得られた避難行動要支援者を対象として、地域の避難支援等関係者に協力を得ながら、一人ひとりに適した中土佐町避難行動要支援者個別避難支援計画（様式3）を策定する。この計画が実効性のある計画になるよう、避難行動要支援者は計画作成に参画する。

その際、具体的な支援方法について避難行動要支援者と調整を行うにあたり、調整役を行う者として、中土佐町防災地域担当職員設置要綱（平成26年4月10日中土佐町告示第36号）に基づく者（以下「地域担当職員」という）を置く。

(2) 避難行動支援等の役割分担・避難支援者の決定

民生委員・児童委員、中土佐町社会福祉協議会、あったかふれあいセンター、福祉関係の相談機関の相談員、自主防災組織や地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりに避難支援者を定める。この避難支援者は、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促し、安否確認や避難所までの避難を支援するため、可能な限り地域住民から協力をえて定める。なお、避難行動支援等の役割分担については、下記の表による。

避難行動支援等の役割分担

避難行動要支援者	ア 避難行動要支援者名簿に記載又は記録された情報の提供についての同意 イ 避難行動要支援者個別避難支援計画の作成
中土佐町	ア 避難行動要支援者名簿の作成・管理・更新 イ 避難行動要支援者個別避難支援計画の作成・管理・更新 ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難支援計画の情報の提供（平常時は同意者のみの情報の提供） エ 本計画の普及啓発

地域担当職員	ア 避難行動要支援者名簿登載者に対する名簿情報を提供することについての同意確認・働きかけ イ 避難行動要支援者個別避難支援計画の作成についての調整 ウ 地域住民に対する避難支援者としての協力呼びかけ・避難支援者の確保
地域住民（避難支援者）	避難行動要支援者への対応 ア 日常の①声かけ ②見守り ③個別避難支援計画の確認 イ 災害時①情報伝達 ②安否確認 ③避難行動支援 ④避難生活支援
自主防災組織等、 民生委員・児童委員、 中土佐町社会福祉協議会、 あったかふれあいセンター、 その他避難支援等関係者	ア 個別避難支援計画作成への協力 イ 日常の①声かけ ②見守り ③災害時の対応確認 ウ 災害時①情報伝達 ②安否確認 ③避難生活支援

（３）個別避難支援計画の管理・更新等

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者に対し、名簿情報漏えいの防止のために必要な措置を講じたうえで、個別避難支援計画の情報を提供する。

避難行動要支援者が同意した者以外が個別避難支援計画を閲覧することがないよう、個人情報保護の観点から厳重な情報管理を行う。

また、避難支援等関係者に対しては、協定の締結等、個人情報保護が図られるような措置を講ずるよう努める。

なお、町は個別避難支援計画の情報を定期的に更新し、管理するよう努める。

（４）避難支援者の安全確保

避難支援者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することが原則である。

そのため、避難支援者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる恐れがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

7 要配慮者の避難支援体制

要配慮者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難行動を行えるよう、町は安全確保に配慮するよう努める。なお、個別避難支援計画で定めるとおりの避難行動支援ができない状況も起こり得ることから、あらかじめ避難行動要支援者と避難支援者が共通認識を持つよう促す。

(1) 避難のための情報伝達

要配慮者が円滑に避難するため、または避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、町は通知又は警告の発令及び伝達にあたっては、下記の点に配慮し、できるだけ多くの情報伝達手段の確保に努める。

- ・高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと

(2) 避難行動支援

災害発生直後は行政機関等による支援体制が整わないことが想定されるため、避難準備情報の発令等により避難が必要と判断された場合は、個別避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を実施する。

i 避難準備

避難行動要支援者と避難支援者は、災害発生直後から、あらかじめ定めておいた避難準備及び避難行動支援準備を開始する。

ii 避難開始

個別避難支援計画に基づき、避難支援者は避難行動要支援者に対して避難する場所までの避難行動支援を行う。

なお、避難支援者や地域住民は、個別避難支援計画で定めた避難方法や地域で定めている避難ルールに従い、声かけ避難を行うなど、その状況下で可能な避難行動支援を行う。

iii 避難直後

避難が完了し、安全が確保された時点で、避難支援等関係者及び町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、避難支援等関係者、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなど多様な主体と連携して、要配慮者に関する情報の把握に努める。安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、安否確認を進める。

安否が確認された要配慮者については、それぞれの特性に応じて必要な対応や配慮を実施するものとする。

(3) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対

する支援体制

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、改正災害対策基本法により、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者その他の者に避難行動要支援者名簿情報を提供し、避難支援を進める。ただし、不同意であった者の避難行動要支援者名簿情報を提供する時は、災害種別や規模等を勘案し、適切な判断に努める。

8 避難所における支援対策

(1) 要配慮者の避難所・支援体制

要配慮者の避難所及び支援体制については、中土佐町地域防災計画及び中土佐町南海トラフ地震時公衆衛生活動マニュアルに基づき、適切に対応する。

また、福祉関係者等の協力も得つつ、避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、必要な人材の確保に努める。

(2) 避難所及び避難所までの避難路の整備

要配慮者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者のために特別な配慮がなされた福祉利用ができる避難所の拡充を推進する。

また、町は地域住民の協力を得て、避難所までの避難路の検討を行い、順次整備を進める。

(3) 避難所からの福祉避難所への移送について

医療や福祉的配慮の必要性が高い要配慮者については、速やかに医療機関や社会福祉施設、また福祉避難所等の適切な受け皿に移送するための保健福祉的視点でのトリアージを実施する。(緊急移送等の場合を除く。)

ケアマネージャーや介護福祉士等の専門職との協力体制を整えるなど、トリアージを実施するにあたり円滑に判断を行うことができる仕組みの構築を推進する。

(4) 避難所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制

避難所責任者は、避難支援者から避難行動要支援者及び避難行動要支援者名簿情報の引継ぎと協力を得て、避難所における避難行動要支援者の支援を実施する。

(5) 災害時における避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結

避難所だけでの対応が困難な事態を想定し、避難所での生活が困難な高齢者や障害者等に対しては、協定を結んでいる大野見荘、せせらぎ園、双名園及び望海の郷を福祉避難所として確保するとともに、町外の民間社会福祉施設等との災害時における協力協定の締結を推進する。

9 日頃の見守りと避難訓練の実施

日頃の見守りを通して、災害時における地域ぐるみの支援意識が醸成されるよう、町はその啓発に努める。

また、町は避難行動要支援者の参加による避難行動の訓練の実施や、避難行動要支援者本人及びその家族を含む地域住民への防災意識の普及を積極的に行うよう努める。

(1) 日頃の見守り

避難行動要支援者、避難支援等関係者、地域住民は、日頃から支援体制等の情報を共有し、同時に避難行動要支援者の避難支援につながるよう努める。

(2) 防災訓練

町は、地域で実施する防災訓練において、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者が個別支援計画に基づき避難行動訓練を実施することを推進する。

(3) 地域住民及び避難行動要支援者の備え

東日本大震災の経験などから、住民一人ひとりに対する公助（公的機関による支援）には限界があるため、町は地域住民による共助（みんなが協力して支え合うこと）と避難行動要支援者による自助（自分の身の安全を守るために一人ひとりが行動すること）について、意識向上の啓発に取り組む。

10 計画施行

平成26年6月1日からとする。

(様式1)

避難行動要支援者名簿

地区

[illegible]

(様式2)

中土佐町避難行動要支援者名簿登載同意書

フリガナ			
氏 名			
生 年 月 日		性別	男 ・ 女
住 所	中土佐町		
避難支援等を 必要とする事由	☐ 介護保険の認定を受けている 要介護状態区分： ☐ 手帳所持 障害名()等級： ☐ その他 【特記事項】		
電話番号		FAX 番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、 の欄に障害名等を記載し、避難支援等関係者に提供します。

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者(地域等)から災害発生時における避難行動の支援を受ける可能性が高まりますが、避難行動支援者自身や家族等の安全が前提となるため、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。また、同意するかしないかを判断するために中土佐町からの詳細な説明を求めることもできます。

上記の内容を理解し、日頃の見守り活動や、災害時の避難の支援、災害発生後の安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容(氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先)及び障害名や病名等を、中土佐町地域防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

☐ 同意します

☐ 趣旨を十分理解した上で同意しません

平成 年 月 日 氏名

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際はご協力下さい。

中土佐町避難行動要支援者個別避難支援計画

氏名	生年月日	性別	
郵便番号	住所又は居所		
避難番号その他の連絡先			
避難支援等を必要とする理由			
(障害、要介護、難病、療育)の種類別		障害等級、要介護状態区分、療育判定等	
その他			
避難時に配慮しなくてはならない事項	☒ (あてはまるものすべてに) ☐ 立つことや歩行ができない ☐ 物が見えない(見えにくい) ☐ 危険なことを判断できない ☐ その他		
	☐ 音が聞こえない(聞き取りにくい) ☐ 言葉や文字の理解が難しい ☐ 顔を見ても知人や家族と分らない。		
同居家族等			
緊急時の連絡先 ①	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住所		
	連絡先	電話番号1: 電話番号2:	
	メールアドレス:		
	その他:		
緊急時の連絡先 ②	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住所		
	連絡先	電話番号1: 電話番号2:	
	メールアドレス:		
	その他:		
【特記事項】 (普段いる部屋、寝室の位置) (不在の時の目印、避難済みの目印) など			
防災地区担当職員	フリガナ		
	氏名		
	住所	中土佐町久礼6602-2	
	連絡先 中土佐町役場	電話番号: 52-2211	

避難準備支援者 ①	フリガナ			
	氏名 (団体会名及び代表者)			
	住所			
	連絡先	電話番号1: メールアドレス: その他:	電話番号2:	
避難準備支援者 ②	フリガナ			
	氏名 (団体会名及び代表者)			
	住所			
	連絡先	電話番号1: メールアドレス: その他:	電話番号2:	

南海トラフ地震の津波災害など、避難の余裕時間が短い災害の場合					台風等の一般の風水害					
避難行動支援者 ①	フリガナ				避難行動支援者 ①	フリガナ				
	氏名 (団体名及び代表者)					氏名 (団体名及び代表者)				
	住所					住所				
	連絡先	電話番号1:		電話番号2:			電話番号1:		電話番号2:	
		メールアドレス:					メールアドレス:			
		その他:					その他:			
避難行動支援者 ②	フリガナ				避難行動支援者 ②	フリガナ				
	氏名 (団体名及び代表者)					氏名 (団体名及び代表者)				
	住所					住所				
	連絡先	電話番号1:		電話番号2:			電話番号1:		電話番号2:	
		メールアドレス:					メールアドレス:			
		その他:					その他:			
避難場所及び 避難経路					避難場所及び 避難経路					
避難方法 (避難する際に必要と する用具等)					避難方法 (避難する際に必要と する用具等)					

避難生活支援者 ①	フリガナ			
	氏名 (団体名及び代表者)			
	住所			
	連絡先	電話番号1: メールアドレス: その他:	電話番号2:	
避難生活支援者 ②	フリガナ			
	氏名 (団体名及び代表者)			
	住所			
	連絡先	電話番号1: メールアドレス: その他:	電話番号2:	

平成 年 月 日

記載内容に誤りがないことを確認するとともに、中土佐町に報告することを了承します。

氏名